特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

吹田市長

公表日

令和4年8月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務＞
②事務の概要	【予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務】 ・定期又は臨時の予防接種の実施及び実費の徴収並びに接種の記録、統計、報告に関する事務 【当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務】 ・給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求並びに届出に関する事務 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	①健康情報管理システム（予防接種情報管理） ②団体内統合宛名システム ③中間サーバ ④ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種情報管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第9条第1項及び同法別表第一第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二第16の2・17・18・19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2・12条の3・13条・13条の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部　地域保健課
②所属長の役職名	総括参事

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所 市民部 市民総務室 住所：〒564-8550　大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06－6384－1456

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所 健康医療部 地域保健課　予防接種グループ 住所：〒564-0072　大阪府吹田市出口町19番3号（吹田市保健所1階） 電話番号：06－4860－6151 吹田市役所 健康医療部 地域保健課　新型コロナウイルスワクチン接種事業担当 住所：〒564-0072　大阪府吹田市出口町19番2号（吹田市立総合福祉会館1階） 電話番号：06－4798－5675

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月17日	5.評価実施機関における担当部署	①部署　　福祉保健部　保健センター ②所属長　所長　安井　修	①部署　　健康医療部　保健センター ②所属長　所長　北川　幸子	事後	
平成28年11月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先　吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 住所：〒564-8550　大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06－6384－1456	請求先　吹田市役所 市民部 市民総務室 住所：〒564-8550　大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06－6384－1456	事後	
平成28年11月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	吹田市役所 福祉保健部 保健センター 住所：〒564-8550　大阪府吹田市出口町19番2号（吹田市立総合福祉会館3階） 電話番号：06－6339－1212	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所：〒564-0072　大阪府吹田市出口町19番2号（吹田市立総合福祉会館3階） 電話番号：06－6339－1212	事後	
平成28年11月17日	1. 対象人数	いつの時点の計数か　平成27年4月1日	いつの時点の計数か　平成28年8月1日	事後	
平成28年11月17日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か　平成27年4月1日	いつの時点の計数か　平成28年8月1日	事後	
平成29年9月6日	1. 対象人数	いつの時点の計数か　平成28年4月1日	いつの時点の計数か　平成29年8月1日	事後	
平成29年9月6日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か　平成28年4月1日	いつの時点の計数か　平成29年8月1日	事後	
平成30年8月22日	1. 対象人数	いつの時点の計数か　平成29年8月1日	いつの時点の計数か　平成30年8月1日	事後	
平成30年8月22日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か　平成29年8月1日	いつの時点の計数か　平成30年8月1日	事後	
平成31年4月11日	5. 評価実施機関における担当部署	＜新規＞	所長	事後	
平成31年4月11日	1. 対象人数	いつの時点の計数か　平成30年8月1日	いつの時点の計数か　平成31年2月1日	事後	
平成31年4月11日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か　平成30年8月1日	いつの時点の計数か　平成31年2月1日	事後	
平成31年4月11日	Ⅳ　リスク対策	＜新規＞	評価書のとおり	事後	
令和3年9月3日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二第17・18・19の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二第17・18・19の項	事後	
令和3年9月3日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	センター長	事後	
令和3年11月22日	Ⅰ　1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種に関する事務	予防接種に関する事務 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務＞	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅰ　1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務。 ・定期又は臨時の予防接種の実施及び実費の徴収並びに接種の記録、統計、報告に関する事務 当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務。 ・給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求並びに届出に関する事務	【予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務】 ・定期又は臨時の予防接種の実施及び実費の徴収並びに接種の記録、統計、報告に関する事務 【当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務】 ・給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求並びに届出に関する事務 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅰ　1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	①健康情報管理システム（予防接種情報管理） ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	①健康情報管理システム（予防接種情報管理） ②団体内統合宛名システム ③中間サーバ ④ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅰ　3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び同法別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び同法別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第5号（委託先への提供） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号及び別表第二第17・18・19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第13条	・番号法第19条第8号及び別表第二第16の2・17・18・19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2・12条の3・13条・13条の2	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅱ　1. 対象人数	10万人以上30万人未満 いつの時点の計数か　平成31年2月1日	30万人以上 いつの時点の計数か　令和3年7月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅱ　2. 取扱者数	いつの時点の計数か　平成31年2月1日	いつの時点の計数か　令和3年7月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月22日	Ⅳ　6．情報ネットワークシステムとの接続	［○］接続しない（提供）	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か ［十分である］	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年11月22日	Ⅳ　リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	Ⅰ　3．個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第9条第1項及び同法別表第一第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第5号（委託先への提供） ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第9条第1項及び同法別表第一第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署	①部署　　健康医療部　保健センター ②所属長の役職名　センター長	①部署　　健康医療部　地域保健課 ②所属長の役職名　総括参事	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	Ⅰ　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所：〒564-0072　大阪府吹田市出口町19番2号（吹田市立総合福祉会館3階） 電話番号：06－6339－1212	吹田市役所 健康医療部 地域保健課　予防接種グループ 住所：〒564-0072　大阪府吹田市出口町19番3号（吹田市保健所1階） 電話番号：06－4860－6151 吹田市役所 健康医療部 地域保健課　新型コロナウイルスワクチン接種事業担当 住所：〒564-0072　大阪府吹田市出口町19番2号（吹田市立総合福祉会館1階） 電話番号：06－4798－5675	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ　1．対象人数	30万人以上 いつの時点の計数か　令和3年7月1日	30万人以上 いつの時点の計数か　令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外（算出日の変更）
令和4年4月1日	Ⅱ　2．取扱者数	500人未満 いつの時点の計数か　令和3年7月1日	500人未満 いつの時点の計数か　令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外（算出日の変更）